

多賀城市消費生活 わかからずら版

第16号

消費生活相談窓口 をご存知ですか？

市役所2階の消費生活相談窓口(市民相談室)では、消費生活相談員が常時相談を受け付けています。悪質商法や契約のトラブルなど消費生活に関する相談をお聞きして、問題解決に向けた助言やあつせんを行っています。相談は無料で秘密は厳守します。面談と電話で対応しています。



消費生活の基本 契約について

契約とは法的な拘束力を持つ約束のことです。電車に乗ったり、お店で買い物

をするのも契約の一つです。当事者間の合意で成立します。契約した後でやめたいと思っても勝手に解消することはできません。ただし明らかに悪質な行為があった場合には、その証拠を理由に取り消しを求めて解約交渉を行います。



また、契約は契約書に印鑑を押さなくても、口約束で成立します。契約書は契約内容を明らかにし、トラブルを避けるために作成するものです。



なお、契約には特定の取引に限り契約を解除できるクーリング・オフ制度があります。一度交わした契約

であっても一定期間内であれば無条件で契約を解除できます。クーリング・オフ制度については平成30年度第3回多賀城市消費者講座で説明します。

クーリング・オフ



暖房器具の使い方には 十分にご注意ください

ストーブやこたつなどの暖房器具は、使用方法を間違えると火災や火傷などの原因となる場合があります。取扱説明書をよく読み、正しい使い方を守りましょう。

また、流通している製品の中には、欠陥が見つ

契約のQ&A

Q お店で服を購入したが、似たような服を持っていたので返品したい。できる？できない？



A 返品できません。お店で服を購入した時点で契約が成立したことになります。買い手側の一方的な都合では返品できません。ただし、お店側が同意してくれた場合は返品することができます。



市木・さざんか

多賀城市消費生活相談窓口(市民相談室) 市役所2階
電話：022-368-1141 内線237・238

- 月曜日～金曜日(祝日・年末年始除く)
午前8時30分～午後5時
- 専門の相談員がおります。
お気軽にご相談ください。
秘密は厳守いたします。

土曜日、日曜日のご相談は、
宮城県消費生活センターを
ご利用ください。
受付時間：午前9時～午後4時
電話：022-261-5161

身に覚えのない請求
が来たり、消費生活
で困ったら、ご相談
ください。



市花・あやめ